

公 示

準特定地域の指定等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「準特定地域の指定基準等について」を別紙のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

内閣府沖縄総合事務局長



準特定地域の指定等について

1 準特定地域の指定

国土交通大臣は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

（１）人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること。

② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

（２）人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。

② (イ) から (ハ) までのいずれかに該当すること。

(イ) 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。

(ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。

(ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

2 指定期間等

1の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は1に掲げる基準に該当しなくなつたと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

3 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告や、法令違反の実績等を用いるものとし、沖縄総合事務局は毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として6月30日までにとりまとめ、国土交通省に報告するものとする。

附 則

1 本公示は、平成26年1月27日から施行する。